

令和5年高島市教育委員会第7回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年7月26日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時19分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和5年第6回定例会会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第39号 個人情報保護に関する法律および高島市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則案
議第42号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について）
議第43号 臨時代理につき承認を求めることについて（朽木図書サロンの臨時休館について）
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育指導部長、熊地教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部調整担当監（図書館担当）、小川文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、横井川市民会館長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、保木学事施設課長、川崎学校給食課長、西川給食施設整備課長、松岡教育総務課主任、末綱同課主査
- 6 会議を傍聴した者 2人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第7回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 川原林委員、高木委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第39号 個人情報の保護に関する法律および高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則案

【説明】 熊地教育総務部次長

本件は、高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、教育委員会が所管する事務事業において保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則を定めるものである。

資料として、高島市個人情報の保護に関する法律等施行規則を添付している。この内容については、従前にあった条例規則と同じものであり、変わっている点、追加されている点もないということである。別紙2の説明資料をご覧ください。

改正のポイントは、これまで各種団体や組織がそれぞれの基準に基づき運用していたところ、新たに「個人情報保護法」に統一し、全体の監視監督を「個人情報保護委員会」に一元化するという点である。

条例改正の内容としては、従前の「高島市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「高島市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定され、個人情報保護法の運用については、従前からの大きな変更点はなく、情報の開示請求に係る手数料は無料、写しの交付や送料等は請求者負担となる。

最後に、教育分野への影響であるが、運用は従前のおりであるため、特にない。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第42号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

【説明】 川崎学校給食課長

本件は、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年7月20日に臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

学校給食運営委員会の委嘱については、本年の教育委員会第4回定例会で、委員の委嘱を4月1日付けて臨時代理し、承認いただいたところであるが、農業委員会から推薦された3号委員に変更があったことから、今回、新たに清水委員を委嘱したものである。任期は、令和5年7月20日から令和6年3月31日となる。

【質疑等】

○田邊委員

任期は、1年間ではなく、残任期間なのか。

○川崎学校給食課長

委員の任期については、原則1年間であるが、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とすることが定められていることから、本年度末までとしている。

【採 決】 承認

議第43号 臨時代理につき承認を求めることについて（朽木図書サロンの臨時休館について）

【説 明】 玉木図書館長

本件は、朽木図書サロンの臨時休館について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年7月15日に臨時に代理したので、同条同項の規定により承認を求めるものである。

朽木図書サロンには2名の職員が勤務しているが、2名ともが同じ時期に病気休暇を取得することとなり、市内の他の館から派遣する職員の手配ができなかったことから、やむを得ず休館とした。

休館期間は7月16日、17日の2日間で、利用者の皆様へは、防災行政無線放送と市立図書館のホームページおよび市内の他の図書館の窓口に休館予告ポスターを掲示してお知らせした。

なお、2日間の休館に対して、特に苦情はなかった。

報告は以上である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が第7回定例会の閉会を宣言